

平成二十七年七月二十三日提出
質問第三四八号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに
よる今後の政府の対応等に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに

よる今後の政府の対応等に関する再質問主意書

ロシアのプーチン大統領は、本年六月二十九日に日本漁船も操業するロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）に署名した。これにより「法案」は成立した。

右と「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三二六号）及び「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三〇三号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「法案」が成立し、来年の二〇一六年一月からロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁ができなくなったことに対し、今後政府として成立した「法案」実施の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるか問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三二六号）では、「お尋ねについては、政府としては、北海道道東地域を中心に、地元の水産関連産業への大きな影響が懸念されることから、現地の状況と関係者の意向を把握しつつ、関係府省で連携し、適切に対応していく。」との答弁がなされている。右政府答弁書では、当方の質問に対し誠実に答えていない。当方は、成立した「法案」実施

の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるか否か質問したのである。改めて、成立した「法案」実施の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるか否か端的に答えられたい。

右質問する。